内閣衆質一四五第一二号

平成十一年三月五日

衆

議

院

議長

伊 藤

宗一

郎殿

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議員藤田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付

する。

衆議院議員藤 田幸久君提出航空自衛隊の初等練習機の選定過程に関する再質問に対する答弁書

### 一の1について

御指 摘  $\mathcal{O}$ 入札 は機種選定手続と考えられるが、 防衛庁において、 機種選定手続に入った平成十年四月三

+ 日以前 に、 現 有 の初等練習機T― 3 (以下「T─3」という。)の後継機のエンジンについて調査を

行っていたという事実はない。

### 一の2について

御指摘 の予算要求とは、 T | 3の後継機のエンジンについての調査を目的とした事業を実施するための

経費に係る予算要求と考えられるが、 防衛庁においてそのような経費について予算要求を行ったことはな

\ <u>`</u>

#### の3について

御 指 摘の防衛庁長官の発言は、T―3の後継機の機種選定において富士重工業株式会社から提案のあっ

たT-3改 (以下「T-3改」という。) と海上自衛隊のT —5との価格差に関して、この 価格差が生じ

た要因の一つとして、 同社がその提案書においてT 3改の機体価格を算定するに当たり、 製造に必要な

台数のエンジンすべてを一括発注することを前提に算定することにより価格 の低減を図っていたことを承

知 てい る旨を答弁したものである。 なお、 現時点にお ζ\ て 同 社は、 これらの エンジンの 発注 は して な

いと承知している。

### 一の4について

防衛庁において、航空幕僚監部においてT―3の後継機の機種選定業務を担当したすべての者から聴取

したところ、 御指 摘 の期間において提案会社に対してIR A N (航空機の機体の整備を一 定の間に 隔 で 集中

して行うことをいう。) 方式の採用を口頭又は文書で要請したと回答した者はなく、 御指 摘 のような事実

は把握していない。

#### 

防 衛庁に おいて、 航空幕僚監部においてT-3 の後継機 の機種選定業務を担当したすべての者 か 5 聴取

したところ、 御指 摘のような助言を行ったと回答した者はなく、 御指摘のような事実は把握してい ない。

#### の6について

防衛庁において、 御指摘の装備局及び航空幕僚監部においてT― 3の後継機の機種選定業務を担当した

すべての者から聴取 したところ、 御指摘のような請託を受けたと回答した者はなく、 御指摘のような事実

は 把 握 て 1 な

#### 0 7 ・につい

防衛庁において、航空幕僚監部においてT―3の後継機の機種選定業務を担当したすべての者から聴取

したところ、これらの者のうち航空幕僚監部防衛部防衛課の幹部職員に対し丸紅株式会社から名古屋空港

の展示飛行の案内状が送付されたことは確認したが、 宇部空港の展示飛行の案内状が送付されたことは 確

認できなかった。 また、 これらの者から聴取したところ、 参加していない の回答を得たところである。 名古屋空港及び宇部空港の展示飛行に、 御指摘

旨

#### <u>ー</u>の 1 及び 2につい

 $\mathcal{O}$ 

私的な見学も含めて、

般的に、 国が行う契約においてその価格の積算内訳を明らかにすることは、その後の契約にお į, 、 て 国

側 が 不利となることも予測されることから、 お尋ねの単位時間当たりの労賃 (円/MH)、 加工工数及び

特別割掛費を含まない製造原価について、 お答えすることは差し控えたい。

また、 お尋ねのT-5に搭載する官給品の契約における単価については、 エンジンが約三千七百七十万

円、 プロ  $\sim$ ラ (スピンナを含む。) が 約四 百 四十万円、 地 上無線 機 Û H F 無線機) が 約 七 百 十万 円、 V

Н F 無線 機 が 約 五. 百 十万円、 タカン航 法装置 が 約千五 百 干 方 円、 選 沢 識 別装置 応答機 が · 約二百-七 + 万円

自動方位測定機が約四百万円及び交話機が約百七十万円である。

# 二の3及び4について

お尋ね の製造原 価 官給 品 の価格及びIRANの費用は、 富士重工業株式会社が作成したT― 。 改 の提

案書 の内容に関するものと考えられるが、 当該提案書には、 防衛庁が提案書 の内 容を機種 選定にい お け る評

価 以 外の ために使用する場合には、 同 社  $\mathcal{O}$ 事 前  $\mathcal{O}$ 許諾を必要とする旨が記載されてお ŋ お 尋、 ね 0) 部 分に

ついては許諾を得られなかったので、答弁を差し控えたい。

## 二の5について

御 指 摘  $\mathcal{O}$ 型式 証明等又はこれと同等の公的 承認」 は、 T | 3 0 後継機 の候補 機 種  $\mathcal{O}$ 提案要求 書 提 案

書  $\mathcal{O}$ 記 載事 項を示した文書) の項目名であると考えられるが、 T 3 の後継機としてT 7  $\mathcal{O}$ 呼 称 で 平 成

+ 年度の概算要求に調達経費を計上したT 3改について富士重工業株式会社が作成 した提案書 に お 1

ては、 当該項目について、 Ţ 3改の原型機であるT 3及びその派生型であるT **5**が 防衛庁の部隊使

用承認を受けており、 T | 3改と同 形態 の機体であるKM 2 D (タンデム) 型及びその 原型機に当たる

K Μ 2 D 型につい て航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第十条第 項  $\mathcal{O}$ 耐空証明を受け Ć る

旨が記載されている。

な お、 T | 3 改は、 航空法第十二条第一項の型式証明及び同法第十条第一項の耐空証明を受けていな

\ \ \ \

二の6について

お · 尋 ね のデータは、 富士 重工業株式会社が作成したT 3改の提案書の内容に関するものと考えられる

が、 当該 が提案書 に は、 防 衛庁が 提案書の内容 を機種選定における評価以 外の ために使用する場合に は、 同

社 0 事 前  $\mathcal{O}$ 許諾を必要とする旨が記載されており、 お尋ね の部 分については許諾を得られなか ったので、

答弁を差し控えたい。

二の7について

T | 3 (T) 後継機としてT―7の呼称で平成十一年度の概算要求に調達経費を計上したT― -3 改の: 御指 摘

 $\mathcal{O}$ 事項に関するデータについては、 富士重工業株式会社が作成したT 3改の提案書においては、 K M

2 D (タンデム) 型を飛行に供することにより得られたデータが記載されているところである。

二の8について

T | 3 0) 後継 機 0 機種 選定手続に関し、 航空幕僚監部において、 提案要求書の作成の実務を担当した者

は、 作業の責任者とされた装備部 長 (津曲義光) のほか、 人事教育部、 防衛部、 装備部、 技術部及び監察

官 の各部等の職員であり、 また、 提案書の評価の実務を担当した者は、 作業の責任者とされた防衛部 長

員であり、 (吉田正) のほ それぞれ か、 監理部、 の者はその所属する部等の 人事 教育部、 防衛部、 所掌事務の観点から当該作業を担当したものである。 装備部、 技術部、 監察官及び首席衛生官の各部 等の 職

二の9について

御 指 摘  $\mathcal{O}$ 疑惑が 具体的 に何を指すのか は必ずしも明らかでは ない が、 防衛庁 にお **,** \ ては、 先の質問 主意

書 平 成十 年一月二十二日提出質問第三号)及び本再質問主意書において御質問  $\mathcal{O}$ あっ た事項につい 7

は、所要の調査、確認を実施の上答弁したところである。